

平成 27 年 4 月

平成 27 年 4 月分届書の提出期限について

平成 27 年 4 月の取得、喪失、月変の各届の提出期限につきましては、4 月 30 日（木）午前中までとさせていただきますのでご注意ください。宜しくお願いいたします。